

大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成のご案内

大和市では、がん患者の方等が、がんの治療に伴う脱毛や乳房の変形に対応するためにウィッグや胸部補整具を購入された場合に、購入費用の一部を助成します。

◆制度の概要

対象者	次の項目のすべてにあてはまる方 ・がん治療に伴う脱毛またはがんの手術療法に伴う乳房の変形に対応するために、ウィッグ（かつら）や胸部補整具を購入した方 ・申請をする日までに1年以上大和市に住民登録がある方 ・市税等の滞納がない方 ・対象者の属する世帯で、最も所得の多い方の市民税の所得割額が46万円未満の方
対象品	・ウィッグ本体、保護ネット ・胸部補整具（手術療法に伴う乳房の形の変化に対応するために購入した、上半身用の補整下着、パッド、人工ニップル、人工乳房、乳房の変形を補整する機能を有する物） <u>※手術により体内に埋め込むものは対象外です。</u>
助成金額	購入費用の9割（ <u>上限3万円</u> ） ※購入する対象品の個数の上限はなく、ウィッグと胸部補整具の合算も可能です。 ただし、 <u>対象者1人につき申請は1回限り</u> です。 ※民間のがん保険などから、購入費用の助成を受けている場合は、その額を除いた額が対象となります。
申請書類	①大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成金交付申請書 ②対象品の購入金額の明細が分かる書類（領収書等） ③脱毛や乳房の変形ががんの治療に伴うものであることを証明する書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>【ウィッグ】脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類 （例）診療明細書、お薬手帳等） 【胸部補整具】がん治療に伴う外科的治療による乳房の変形を証明する書類 （例）診療明細書、手術を実施した証明書等）</p></div> ④照会同意書 ※対象者と同一世帯の方の課税状況等、要件の確認のためご提出いただくものです。

◆申請方法

対象品を購入した日の翌日から1年以内に必要書類を下記までご提出ください。郵送も可能です。

<申請・問合せ先>

大和市役所 医療健診課 医療施策推進係（保健福祉センター4階）

住 所 〒242-8601 大和市鶴間1-31-7

電話番号 046-260-5661

◆Q&A

Q 胸部補整具を自作するための材料費は対象になりますか。

A 対象にはなりません。

Q 付属品やウィッグのケア用品は対象になりますか。

A 対象にはなりません。対象品は、ウィッグ本体と保護ネット、胸部補整具のみです。

Q ウィッグで申請した後に、別途、胸部補整具で申請することはできますか。

A できません。申請は、対象者1人につき1回限りです。

ウィッグと胸部補整具、両方を合わせて1回の申請として申請していただくことは可能です。

Q 助成対象となる購入品の個数は1個に限られますか。

A 複数の対象品を1回の申請として申請していただくことは可能です。

Q 乳がんの手術を受けたのは1年以上前ですが、対象となりますか。

A 手術の時期は問いません。ただし、「手術の実施を証明する書類」の提出が必要となります。

Q いつ購入したものでも対象になりますか。

A 購入した日の翌日から1年以内であれば申請できます。

Q 領収書に内訳が書いてありませんが、申請可能ですか。

A 購入した物の明細の確認をするため、内訳の記載は必要となります。内訳の記載がない場合は、内訳がわかるもの（購入明細書、納品書等）を合わせてご提出ください。

Q 胸部補整具の申請時の添付書類である、「がん治療に伴う外科的治療による乳房の変形を証明する書類」とは具体的にどのようなものですか。

A 診療明細書や、保険会社等に提出する際に使用される、「手術を実施したことを証明する書類」を想定しています。



◇その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大和市役所 医療健診課 医療施策推進係（保健福祉センター4階）
住 所 〒242-8601 大和市鶴間1-31-7
電話番号 046-260-5661